

令和4年度第2回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和4年10月31日（月）

立川市福祉保健部保険年金課

## 令和4年度第2回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和4年10月31日（月） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所 本庁舎 208・209会議室

出席委員 被保険者代表（5名）  
田尻 隆子 西村 徳雄 萩原 幸夫 宮本 直樹  
山田 廣幸

保険医及び保険薬剤師代表（5名）  
五十嵐 弥生 多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一  
石原 一生

公益代表（5名）  
頭山 太郎 山本 みちよ 浅川 修一 黒川 重夫  
木村 辰幸

被用者保険等保険者代表（1名）  
澤口 賢一

出席説明員 副市長 田中 良明  
保健医療担当部長 浅見 知明  
保険年金課長 横田 昌彦  
健康づくり担当課長 田村 信行  
保険年金課業務係長 小安 裕史  
保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄  
保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書 記 保険年金課業務係 加藤 亜美

## 次 第

- 1 会長及び職務代理者の選任について
- 2 令和3年度特別会計国民健康保険事業決算等について
- 3 その他

## 資 料

### 【事前送付資料】

- 資料1 令和3年度特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算書及び  
事項別明細書
- 資料2 立川市の国民健康保険 令和4年度版（令和3年度実績）
- 資料3 令和3年度立川市国民健康保険保健事業実績

### 【机上配布資料】

- 令和4年度立川市国民健康保険運営協議会委員名簿
- 立川市審議会等会議公開規則

令和4年度第2回立川市国民健康保険運営協議会

令和4年10月31日

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。新たな任期による最初の国民健康保険運営協議会のため、辞令の交付を行う。

(各委員に副市長から辞令の交付)

【保健医療担当部長】 まず初めに、副市長より挨拶がある。

【副市長】 (挨拶)

【保健医療担当部長】 新たな任期による協議会のため、会長と会長職務代理者の選出を後ほど行う。それまで私が司会を代理させていただく。最初に、各委員より自己紹介をお願いします。

(各委員より自己紹介)

【保健医療担当部長】 続いて事務局の紹介をさせていただく。

(事務局より自己紹介)

【保健医療担当部長】 次に資料の確認を事務局よりお願いします。

【業務係長】 (資料を確認)

【保健医療担当部長】 新任期として初めての協議会であり、会長と会長職務代理者が決まっていないため、立川市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定に基づき、公益を

代表する委員に仮議長をお願いする。

【仮議長】 これより、令和4年度第2回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。まず、会議の成立要件の確認と会議の公開について、事務局より説明をお願いする。

【業務係長】 (会議成立の確認と会議の公開、議事要旨・議事録及び会議録署名委員についての説明。)

【仮議長】 次に、会議録署名委員の選任を行う。

(会議録署名委員2名を選出)

【仮議長】 それでは議題に入る。はじめに国民健康保険法施行令第5条により会長を、同条第2項により会長職務代理者を「公益を代表する委員」から選挙するため、暫時休憩とする。

(暫時休憩)

【仮議長】 休憩を解いて会議を再開する。公益委員の協議の結果、会長が推薦されたが異議はないか。

(「異議なし」の声あり)

【仮議長】 異議がないようなので、会長を決定し、仮議長の職務を終了する。

【会長】 引き続き会長職務代理者の選出を行う。先程の協議で会長職務代理者が推薦された。異議はないか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 異議がないようなので、会長職務代理者と決定する。

次に、議題2「令和3年度特別会計国民健康保険事業決算等」について、事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】 (資料1に基づき、令和3年度の決算について説明。)

【会長】 ただいまの説明について、質問や御意見等あるか。

【A委員】 資料1の最終ページについて、最終的に3,700万円繰越金が減り、赤字だったという理解だが、3,700万円の赤字というのは想定範囲内であるのか、危機感を持たなければいけないと考えているか、その辺の見解をお示しいただきたい。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 国民健康保険の翌年度の繰越金というのは、歳入歳出の単純な差引きというわけではなく、東京都や国の補助金、交付金関係しており、翌年度に精算する補助金等の返還金を見込んで、繰越金を決定している。差引額3,700万の差は、一昨年に繰り越すべき金額と翌年度に繰り越すべき金額の差であるため、一概に多い、少ないというものではない。

【会長】 A委員、よろしいか。

【A委員】 はい。

【会長】 ほかに御意見、御質問あるか。

【B委員】 一般被保険者国民健康保険料で、医療給付費分の現年分では収入未済額が1億9,100万ほどある。収入率の向上を、これまで以上に確実にやっていく必要がある

のではないかなと思う。それと、医療給付費分の滞納繰越分では収入未済1億7,900万、収入率約33%であり、この収入率も上げていくようなシステムが必要であると思う。

【会長】 保険料の収納率向上対策について、事務局よりコメントをお願いします。

【保険年金課長】 立川市の保険料は、収納部分は収納課と一緒に取り組んでいる。

来月以降に運営協議会で保険料や財政健全化の話をするが、その財政健全化の中には、保険料の引上げや保険給付の適正化、収納率の向上が、その解消策として挙げられている。

保険料の収納については、コンビニ収納や電子マネーに近年取り組んでおり、そういったところを今後強化して収納率の向上については努めていきたいと考えている。

【会長】 ほかに御意見、御質問あるか。

【C委員】 幾つかある。

最初に、1ページの滞納繰越分の収入率で、医療給付費分が33%となっているが、これ以上は難しいということなのか、教えていただきたい。

次に、2ページの繰越金が予算は科目存置となっているが、科目存置でなければならないという理由があるのか教えていただきたい。

それから、9ページの傷病手当金で、予備費の支出あるいは流用が6回あるが、こういう状況になったのはどういうことか。出産一時金のほうから流用されているが、流用が適切なのか。出産一時金を流用するよりは予備費を充てて対応したほうがいいのではないか。

最後に、不納欠損について、予算書のどこを見たら分かるのか。

【会長】 C委員から4項目にわたって御質問をいただいた。

では、一つずつ、お答えいただく。まず1点目、保険料の滞納繰越分の収入率が33%程度であるという点で、近年の推移や将来見込みがあればお答えいただきたい。

【保険年金課長】 まず、滞納繰越分だが、回収がなかなか難しいというところがある。収納課のほうと連携を密に取りながら取り組んでいるが、その回収率、収納率等は、すぐ

に上げられるということではない。ただ、引き続き努力はしてまいりたい。

【会長】 それでは2点目。歳入科目の1つである繰越金が、当初予算では科目存置で1,000円になっている理由についてお答えいただきたい。

【保険年金課長】 翌年度の繰越金については、国や都への補助金の返還金という部分がある。当初予算に載せるというのが本来の筋かとは思いますが、年度を締めてみないと幾らの返還金になるかが分からず、予算編成の段階ではその金額が確定しない。そのため、当初予算については科目存置の1,000円ということで取り置かせていただいた。

【会長】 続きまして3点目。歳出の決算の傷病手当金で予備費あるいは流用とあるがその理由を説明いただきたい。

【保険年金課長】 決算書の8ページ、9ページのところを御覧いただきたい。御質問いただいた2款の7項1目の傷病手当金についてだが、国民健康保険の被保険者の方がコロナにかかったことによって会社を休まざるを得ないようなときに支給されるものである。傷病手当金については、2年前から制度があり、令和2年度は、傷病手当金の件数が12件で支給額が75万5,630円。令和3年度は、件数19件で金額は123万6,077円であった。今年度は、もう少し件数が伸びるという予測が立っている。

この傷病手当金の制度だが、国の補助が10分の10出るものだが、その期限がいつまでになるか、直近にならないと分からないというところがあり、予算を確定して当初予算に載せるということが難しいという実情がある。そのため、科目存置で1,000円とした。

その後は、財政課当局と相談し、予備費からの流用を行った後、執行残の見込める出産育児一時金からの流用ということで取扱いをさせていただいている。

【会長】 それでは、最後の項目。不納欠損について、決算書では出てくるが、予算書との関係はという質問について、御説明いただきたい。

【保険年金課長】 不納欠損額については、最終的な決算を締めた後の額ということで、

記載は決算書のみとなっている。

【会長】 C委員、よろしいか。

【C委員】 会長に、質問回数のルールを決めていただけるとありがたい。今の御説明は理解した。

もう一つ、今年度は、国民健康保険料の改定を見送って、市民の暮らしを支えるということだったと思うが、そのことと今度の決算ということで、どのようにお考えか。

【会長】 事務局、願います。

【保険年金課長】 立川市では、平成31年に国民健康保険料の引上げを行ってから、令和2、令和3、令和4、の3年間保険料の据置きを行っている。26市の中で国民健康保険料の3年間据置きを行っているところは、立川市含めて5市ぐらいしかない。さらに、保険料の上限である賦課限度額を変更しなかったのは、立川市のみである。

立川市では、保険料の決め方というのは、諮問し、国民健康保険運営協議会のほうで委員の皆様の御意見をいただき、その答申に基づいて決めさせていただいている。過去3年間の保険料については、その結果、保険料の据置きはやむを得ないとしている。

その結果、令和4年度の保険料については、引上げを行うことができなかったため収入不足というところがある。令和4年度の決算の見込みとしては、令和3年度以上に厳しいものが予測されている。令和5年度の国民健康保険料や財政健全化については、来月以降、委員の皆様でまた御議論、御審議をいただく。

今御質問いただいた令和4年度については、結果として、確かに歳入不足ではあるが、私個人的には間違いではなかったと思っているところである。

【会長】 C委員から、御質問、御意見の回数制限を検討する話が出たが、会長として、今のところそのつもりはない。ただ、この会議には開会時間の制約があるので、適宜、適切にその都度判断をさせていただきたいと思う。

ほかに御意見、御質問あるか。

御意見等がないようなので、議題2は以上とさせていただきます。

【保険年金課長】 会長、保健事業の報告をさせていただいてよろしいか。

【会長】 資料3「令和3年度立川市市民健康保険 保険事業実績」について、説明をお願いします。

【業務係長】 (資料3の前に、資料2の差し替えの説明。)

(資料3に基づき、令和3年度保険事業実績について、説明。)

【会長】 保健事業についての御意見、御質問あるか。

【D委員】 特定健診の受診率向上について、持病のため医療機関で検査をしているような方も健診を受診しているとみなすと、もう少し数字が上がるのではないか。そういう把握というのはできないものなのか。

もう一点、ジェネリック利用率は高い推移だと言うが、何かもう少し工夫をしてジェネリックに変えていただくという取組はできないものか。

【黒川会長】 2点の質問の御回答をお願いします。

【業務係長】 まず、受診勧奨の通知だが、事業者へ委託して、既に医療機関にかかっている方にも通知はお送りしている。あと、医師会の皆様に御協力をいただいて、かかりつけ医の方からも特定健診の受診勧奨を行っていただいているが、医療機関にかかっていると健診は受けなくていいのではないかと考える方がいるようで、なかなか受診率が伸び悩んでいる。

来年度は特定健診受診勧奨のために新たな手法を取り入れようと予算要求をしている。成果連動型の民間委託形式で、優れた受診勧奨の取組、効率向上の取組を行える事業者を公募等で選定し、対象の方のレセプトや健診受診歴を分析し、それぞれに響くような内容で通知を送れるような取り組みの検討を進めている。

2点目、ジェネリック医薬品は、80%を超えている状況でずっと横ばいに推移している。さらにこの利用率を上げるといったところでは、今、具体的な手法は見つかっていない。ただ、他の自治体と比べても、立川市のこの利用率は高いほうで、高止まりをしているかなとの認識だが、引き続き向上には取り組んでいきたいと考えている。

【会長】 D委員、よろしいか。(D委員頷く。)ほかに御意見、御質問あるか。

【E委員】 医師会からだが、特定健診の受診率の向上に向けて、一般の開業医で医師会に所属されている先生方はよく御存じだが、病院の先生方はこの制度を知らない。立川には大きな病院が幾つかあるが、その病院の院長に通達しても下の先生方には伝わらない。先生が数年で変わってしまう。その先生たちにも、この制度を知らせていただきたい。

【会長】 何か市役所としてできることはあるか。

【保険年金課長】 大変貴重なお話を聞かせていただいた。今後、十分、周知のほうを検討させていただきたい。

【会長】 ほかに御意見、御質問あるか。

【F委員】 生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業だが、令和3年度の実績で、95件の送付に対して15人受診で16%である。

受診勧奨の通知を送付するだけでなく、さらなる手をもう少し打ったほうが良いと思う。

80人の人はなぜ受けないのか、理由の把握がもしできていれば教えていただきたいと思うし、ぜひその対策を取っていただきたい。

【会長】 事務局、理由は把握しているか。

【業務係長】 80名の方がなぜ受けなかったという理由は把握していない。地域の方々の声を聞いてみたり、通知を変えてみて効果を検証したりということも、今後必要だと考

える。

【会長】 F 委員、よろしいか。

【F 委員】 はい。

【黒川会長】 ほかに御意見、御質問あるか。

【G 委員】 全体に関して聞いてもよいか。

【会長】 はい。

【G 委員】 『立川市の国民健康保険』4 年度版の実績の 9 ページのコメントのところに、平成 28 年 10 月より被用者保険の適用範囲が拡大し、国保被保険者は減少しているとある。今年の 10 月から 500 人超えから 100 人超えの企業になっているはずなので、これを見通しとしてどのように御覧になっているか、見解を聞きたい。

もう一つ、16 ページの表、療養の給付の内訳の表で、入院や入院外は歴年的には減っている傾向にあって、訪問介護だけがずっと歴年増えているという傾向があるのだが、どのようにお考えなのか教えていただきたい。

【会長】 被用者保険の適用範囲が今年 10 月から拡大されたことに関する質問、訪問看護が増えている理由についての質問、この 2 点についてお願いします。

【保険年金課長】 被用者保険は、秋に適用範囲の拡大が図られているところである。その結果、国保の被保険者というのはその分減るわけだが、徐々に徐々に規模の大きいところから中規模へ拡大し、より規模の小さな事業者などの方々が結果、国保のほうに残るという形になるかと思う。必然的に、所得が少ない方の比率ももしかしたら高くなってくるかとも思う。国保の被保険者がどういう方々がメインになっているのかというところに、今後、注視していく必要がある。

国民健康保険は、その中で皆さんの保険料をいただいて、給付の適正化を行って、給付と負担のバランスを取っていくということが命題かと思う。

今後、その方向性も注視しながら、国保事業については進めていきたいと考えている。

【会長】 もう1点、訪問看護の件数が近年増加している理由はいかななものか。

【保険年金課長】 これをもってすぐ分析というのは、なかなか難しい。少し視点が違うかもしれないが、介護保険では、施設のほうから自宅のほうでの介護というのが方向性として今あるところかと思う。そういった自宅療養をしながら復帰に向けて体を整えていくというのが、国保の被保険者の方についても、データのところでこういった形で出てきているところがあるかもしれない。今後、給付の在り方につきましても、全体の部分だけではなく、どの部分がベクトルとして上がっているのかを見ながら、考えていきたいと思っている。

【会長】 G委員、よろしいか。(G委員頷く。)

まだ、御意見、御質問があるかもしれないが、先ほど申し上げた予定されている時間が迫ってきたので、本日はこの程度にとどめさせていただきたい。

事務局に次回の運営協議会の日程について、御説明をお願いしたい。

【保険年金課長】 第3回の運営協議会の日程は、11月21日の月曜日に、場所は今回と同じ、208・209会議室での開催を予定している。

【会長】 予定された議題は以上となるので、本日の国民健康保険運営協議会を終了する。

— 了 —